

## ○制度変更前と変更後の金額

### ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

変更前		変更後		【新】		【新】		補助額合計（上限）	
設置費補助		設置費補助		宅内配管補助		撤去費補助			
5人槽	354千円	5人槽	332千円	300千円 (上限)	+	90千円 (上限)	=	5人槽	722千円
7人槽	485千円	7人槽	414千円					7人槽	804千円
10人槽	770千円	10人槽	548千円					10人槽	938千円

### ・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

変更前		変更後		【新】		補助額合計（上限）	
設置費補助		設置費補助		上乗せ補助			
5人槽	354千円	5人槽	332千円	100千円	=	5人槽	432千円
7人槽	485千円	7人槽	414千円			7人槽	514千円
10人槽	770千円	10人槽	548千円			10人槽	648千円

### ・新築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合

変更前		変更後	
設置費補助		補助額合計（上限）	
5人槽	354千円	5人槽	332千円
7人槽	485千円	7人槽	414千円
10人槽	770千円	10人槽	548千円

※浄化槽法により合併処理浄化槽の設置は義務化されていることから、新規設置に対する上乗せ補助はありません。

### ・合併処理浄化槽を更新する場合

変更前		変更後	
設置費補助		設置費補助	
5人槽	354千円	補助対象外	
7人槽	485千円		
10人槽	770千円		

※既に設置している合併処理浄化槽を更新する場合は、補助対象外となります。ただし、災害により破損した合併処理浄化槽を更新する場合は補助の対象となります。

## ○その他の注意事項

- 合併処理浄化槽への転換推進に該当しない場合など設置状況によっては補助の対象とならない場合がありますので、必ず申請前にご相談ください。
- 浄化槽設置後の補助金申請は認められませんので、必ず工事を前に申請してください。
- 申請書類が新しくなりますので町ホームページをご確認いただくか環境水道課までお問合せください。
- 補助金申請は申請年度の予算の範囲内での受付となります。
- そのほかご不明な点は環境水道課までお問合せください。

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002

# 令和3年4月1日から浄化槽補助金制度が変わります

## ○制度変更の背景

浄化槽法により新築家屋においては、トイレの汚水だけでなく台所やお風呂の生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。しかしながら、トイレの汚水のみを処理し生活排水が処理できない単独処理浄化槽やくみ取り便槽も多くあります。このような状況から国は合併処理浄化槽へ転換する際の予算を重点化しました。それに伴い町の浄化槽補助制度の内容が大きく変わります。

今回の制度変更により、山都町総合計画における浄化槽整備率の目標値（R1：63.17% → R6：78.0%）の達成を目指します。

## ○補助制度の主な変更点

### ①合併処理浄化槽設置費の補助金額が変わります。

- 合併処理浄化槽への転換を推進するため、新規設置費に対する補助額を抑え、単独処理浄化槽およびくみ取り便槽からの転換を手厚く補助する制度となります。

【補助金額の詳細は次のページをご確認ください】

### ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の宅内配管工事費が新たに補助の対象となります。

- 浄化槽設置工事とは別に、宅内配管工事費を補助の対象とし、上限30万円を補助します。（トイレ、台所、お風呂等から浄化槽への流入管、「ます」および放流管の設置が対象となります）

### ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の単独処理浄化槽の撤去費が新たに補助の対象となります。

- 浄化槽設置工事とは別に、単独処理浄化槽の撤去費を補助の対象とし、上限9万円を補助します。

### ④くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する際に補助額を上乗せします。

- くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため設置工事費の補助金額に10万円を上乗せします。

### ⑤合併処理浄化槽を更新する場合は補助対象外となります。

- 現在設置されている合併処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽へ入れ替える場合は、国・県の補助制度の取り扱いと同様に、今回の制度改正により補助対象外となります。

### ⑥面的整備事業は廃止となります。

- 集落内の複数の者がまとめて申請する場合に設置費補助金額を上乗せする「面的整備事業」は、今回の制度改正により廃止となります。

